

「電子証明書」方式の導入について

当金庫では、本人認証方式として従来の「ID・パスワード」方式に加えて「電子証明書」方式の取扱を平成25年4月15日より開始いたしましたのでご案内いたします。

新規ご契約の場合は、「電子証明書」方式の取扱いとさせていただきます。

「ID・パスワード」方式でご契約いただいているお客様は、「電子証明書」方式へご変更いただけます。

不正利用による被害防止のため、「電子証明書」方式のご利用をお願いいたします。

■ 「電子証明書」方式とは

お客様のパソコンに「電子証明書」をインストールしていただきログイン時のお客様の本人認証を「電子証明書」および「パスワード」で行う方式です。

パソコンを特定したうえでパスワードによる本人認証を行うことから、万一お客様のログインパスワード等の情報が漏洩しても特定のパソコン以外からのアクセスは拒否され、第三者による不正を防ぐことが可能となります。

従来の本人認証方式である「ID・パスワード」方式に比べより安全度の高い「電子証明書」方式を導入することでさらなるセキュリティ強化を図るものです。

■ 「電子証明書」の特徴

1つの利用者IDに対して、1つの電子証明書のみ利用できます。

→ なりすましなど第三者による不正が防止できます。

「電子証明書」をインストールしているパソコン以外からは利用できません。

→ インターネットバンキングサービスを利用するパソコンを特定できるのでセキュリティが向上します。

■ 「電子証明書」方式の申込方法

電子証明書方式をご利用いただく場合は、まず営業店へのお申込みが必要です。

(1) 新規のお客様・・・「もりしん法人インターネットバンキングサービス利用申込書」の認証方式区分欄に利用者の人数をご記入ください。

(2) 「ID・パスワード」方式をご利用のお客様・・・「もりしん法人インターネットバンキングサービス利用申込書」の追加・変更の認証方式に☑をつけて認証方式区分欄に利用者の人数をご記入ください。

■ 電子証明書更新

電子証明書には有効期限(1年間)がありますので1年に1回更新する必要があります。

電子証明書の更新は有効期限30日前から有効期限まで可能です。

電子証明書の更新を行わず有効期限が過ぎた電子証明書ではインターネットバンキングサービスをご利用できませんのでご注意ください。

ご注意ください !

- ・ 電子証明書の取得はお急ぎの取引がない日に行ってください。
「ID・パスワード」方式から「電子証明書」方式に変更した場合、電子証明書を取得する作業の間インターネットバンキングサービスのご利用ができません。
- ・ 電子証明書を取得したパソコン以外からはインターネットバンキングサービスをご利用いただけません。
- ・ 電子証明書は、管理者および利用者の両方に必要です。

以 上